

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号66

許認可等の内容		複数建築物に関する制限の緩和の認定
根拠法令及び条項		建築基準法第86条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	技術的助言（建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について平成11年5月1日住指発第201号、住街発第48号）等
	設定等年月日	平成23年4月1日設定（平成23年8月9日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）